

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成27年8月5日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

下京区東塩小路釜殿町の全部

下京区塩小路町，東塩小路町，東塩小路向畑町，東塩小路高倉町，材木町，真苧屋町，西九条北ノ内町，郷之町，上之町，小稻荷町，下之町及び西之町の各一部

南区西九条仏現寺町，上鳥羽尻切町，上鳥羽町田，上鳥羽塔ノ本，上鳥羽藁田及び上鳥羽卯ノ花の各全部

南区西九条北ノ内町，西九条院町，西九条柳ノ内町，西九条森本町，東九条上御霊町，東九条南石田町，東九条南河辺町，東九条南松田町，東九条東山王町，東九条南山王町，東九条南岩本町，東九条東岩本町，東九条西岩本町，東九条河西町，東九条室町，東九条上殿田町，東九条西山王町，上鳥羽勸進橋町，上鳥羽苗代町，上鳥羽南苗代町，上鳥羽鉾立町，上鳥羽南鉾立町，上鳥羽高畠町，上鳥羽菅田町，上鳥羽上調子町，上鳥羽角田町，上鳥羽仏現寺町，上鳥羽大柳町，上鳥羽大物町，上鳥羽北島田町，上鳥羽南島田町，上鳥羽堀子町，上鳥羽花名，上鳥羽北花名町，上鳥羽南花名町，上鳥羽北塔ノ本町，上鳥羽南塔ノ本町，上鳥羽鴨田，上鳥羽城ヶ前町，上鳥羽岩ノ本町，上鳥羽大溝，上鳥羽石橋町，上鳥羽中河原，上鳥羽麻ノ本，上鳥羽奈須野町，上鳥羽火打形町，久世上久世町，久世高田町及び久世中久世町一丁目の各一部

右京区太秦下刑部町，太秦下角田町，太秦木ノ下町，太秦安井一町田町，太秦安井西沢町，太秦安井松本町，山ノ内苗町，山ノ内御堂殿町，山ノ内北ノ口町，山ノ内西裏町，山ノ内五反田町，山ノ内西八反田町及び山ノ内荒木町の各一部

西京区川島六ノ坪町の一部

伏見区竹田向代町川町の全部

伏見区深草向川原町，深草勸進橋町，竹田向代町，竹田流池町，竹田青池町，竹田中島町，竹田久保町，竹田中川原町，竹田桶ノ井町，竹田西桶ノ井町，竹田段川原町，竹田西段川原町，竹田北三ツ杭町及び竹田真幡木町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成27年8月5日から同月19日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）